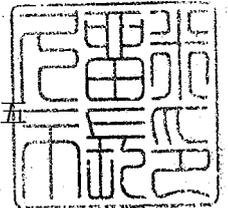


「インターネット機器賃貸借」の入札について

インターネット機器賃貸借について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年3月26日

久留米市長 原口 新五



1. 入札に付する事項

- (1) 業務名  
インターネット機器賃貸借
- (2) 業務の目的  
本業務は、本市のインターネット機器を導入するもの。
- (3) 履行場所  
久留米市役所（本庁舎内）
- (4) 業務内容  
別紙「インターネット機器賃貸借仕様書」のとおり
- (5) 業務期間  
令和9年2月1日から令和11年9月30日まで
- (6) 入札書比較価格  
842,147円（税抜・月額）

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、競争入札参加資格審査の申請締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。ただし、(10)については、現行のインターネット機器賃貸借契約を受託している事業者は参加不要とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
  - ① 久留米市内 県税、市税
  - ② ①を除く福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされてい